

知的財産権取得支援補助金

三豊市では、中小企業者の競争力を強化し、本市における産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、中小企業者に対して知的財産権取得に必要経費の一部を補助します。

◆対象者

下記要件をすべて満たすもの

- ・市内に本社または主たる事業所を有するもの(特定非営利活動法人、組合等除く)
- ・市内で1年以上事業を営んでいるもの
- ・市税を滞納していないもの
- ・当該補助事業について、国、県等が行う補助制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの

◆補助対象要件

知的財産権を取得した事業(知的財産権の取得後1年以内)

◆補助対象事業

特許・実用新案・意匠・商標の出願及び取得に係る事業

◆募集期間

令和6年4月22日(月) から令和7年3月31日(月)まで
(補助金の交付は予算の範囲内において実施します)

◆補助対象経費

出願料、登録料(更新手数料は含まない)、審査請求料または技術評価請求手数料、先行技術調査経費、出願に係る弁理士等に支払う費用、その他市長が認める経費
※補助対象経費となるのは、権利取得済出願件数3件分までとなります

◆補助金の額

補助対象経費の**1/2以内又は20万円以下**の、いずれか少ない金額
(算出額が1,000円未満の場合は切捨て)
※同一年度に一度しか、この補助金は受けられません

◆必要書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・出願の概要書(様式第2号)
- ・知的財産権の取得を証する書類
- ・出願の内容が分かる書類(要約書及び要約書に示されている図面の写し等)
- ・市の区域内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類
※法人は登記事項証明書等、個人事業主は直近の確定申告書の写し等
- ・市税完納証明書
- ・補助対象経費の支払を証する書類(領収書の写し等)
- ・その他市長が必要と認める書類

- 1) 申請書に記入の上、知的財産権の取得後1年以内に三豊市役所産業政策課へ提出してください。
- 2) 補助金交付申請書は市ホームページからダウンロードできます。

◆申込先・問い合わせ先

三豊市役所 政策部産業政策課
〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1
Tel: (0875)73-3012 Fax: (0875)73-3022
E-mail: sangyou@city.mitoyo.lg.jp